

たします。利用目的は、昨年度の補正予算で可決いただきました社会福祉協議会への補助金による事業「町民すべてが生涯現役を實踐する事業」に利用するものであります。この事業は、人づくり、仕事づくり、若者支援を3本柱とした事業で、この中の仕事づくりでは、町の特産品を製品化する事業のほか、「根っこビジネス」を立ち上げ、ワラビ粉、クズ粉の製品化に取り組むものであります。ワラビ粉、クズ粉の収量等の計画が未知数であるため、単年度の有償貸付けとしたことをご承知おき願います。

5月上旬に野焼きを実施し、ワラビの自生を確認しておりますが、量が期待したほど多くなく、今月にはワラビの植え付けを行う予定になっております。今年の秋には、根っここの部分でワラビ粉の原料の収穫を計画しており、順調な事業の開始となっております。

また、ワラビ粉、クズ粉を加工、製品化する場所として、社会福祉協議会が指定管理者となっている農村環境改善センターを改修して、作業場所を整備する予定となっております。

◇旧清掃センターの解体

以前より、能代市と協議を重

ねて参りましたが、この度、協議が整い、平成28年度に解体へ向けた実施設計業務を委託し、平成29年度に解体工事を施工することとなりました。本定例会に実施設計業務委託料の補正予算を計上しておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

◇小・中一貫校について

全国的な少子化にともない、児童、生徒の減少の中、本町においては、平成20年度に米田小学校が藤里小学校に統合され、町内の小学校及び中学校はそれぞれ1校ずつとなりました。以後、両校においては、「小・中連携の推進」を掲げ、学力向上、道徳教育、ふるさと教育などを推し進め、心豊かな児童、生徒の育成に取り組んでいるところであります。

さらなる連携と、両校舎の老朽化を受け、「当町の義務教育学校のあり方」について、昨年10月、子どものいる家庭を対象に「学校アンケート」調査を実施し、その結果を踏まえつつ、先月末日に小・中校長先生はじめ、両校及び幼稚園のPTA、町議会、町民の各代表からなる11名の委員と、オブザーバーとして教育委員4名で構成された「藤里町学校教育計画検討委員

会」を設置いたしました。この検討委員会に、藤里町の児童、生徒の未来に向けた、より良い教育環境創造のため、学校・教育のあり方について、諮問したところであります。

◇公権力の行使による損害賠償請求に係る訴訟

平成28年2月15日、能代簡易裁判所に、一町民が原告となり、当町を被告とする訴状が提出されました。その後、同簡易裁判所より、平成28年5月27日付けで、「公権力の行使による損害賠償請求事件」として「口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状」が送付されてきております。

口頭弁論の期日については、平成28年6月28日となっておりますが、町では県町村会顧問弁護士に今後の対策について相談しているところであり、今後、裁判が継続していくようであれば、改めて皆さんと協議させていただきます。今後の対応等について検討してまいりたいと考えておりますので、何卒、よろしくお願いたします。

◇株式会社藤里開発公社の社員人事について

取締役並びに監査役が任期満了となることから、6月3日に

開催した株主総会において、選任について決議しまして、社長、副社長、専務の3名は再任、監査役は2名のうち1名が新任となりました。また、複数の幹部社員が定年退職となることと、各部門において必要な人材の確保を図るため、募集を行い、新たに4名の社員と1名のパート社員を採用しております。業務について円滑な引き継ぎを行い、内部研修などの実施により人材育成に努めることとしております。

主な一般会計補正予算

歳入		(単位：千円)
・ 過疎対策事業債	7,900	
・ 森林農地整備センター受託事業収入	6,442	
・ 旧清掃センター解体工事实施設計負担金	5,461	
歳出		
・ 農村環境改善センター改修工事	21,096	
・ 藤里町お買い得商品券助成金	11,200	
・ 藤里町集会所建設等助成交付金	8,856	
・ 振興協会特産品維持助成金	8,093	
・ 旧清掃センター解体撤去工事实施設計業務委託料	8,079	
・ 搬出間伐作業委託(受託事業)	6,270	
・ 土床体育館駐車場舗装改修工事	5,400	
・ 防災行政無線移設工事	3,240	

＊ ＊ 主な議案内容 ＊ ＊

- ◎株式会社藤里開発公社の経営状況について
- ◎藤里町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例の制定について
- ◎分収林設置の一部変更について
- ◎藤里町税条例の一部を改正する条例の制定について